

○東村山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成29年5月12日

(設置)

第1条 東村山市における保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした東村山市地域福祉計画の策定に係る検討を行うため、東村山市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、東村山市地域福祉計画の策定にあたり、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 東村山市地域福祉計画の理念及び基本目標に関すること。
- (2) 東村山市地域福祉計画に関連する計画との連携・調整に関すること。
- (3) その他東村山市地域福祉計画の策定のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者で、市長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(会長等)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 策定委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 策定委員会に出席した委員及び前条の規定により出席を求められた者で、必要があると認められるものに対しては、謝礼を支払うことができる。

(公開)

第8条 策定委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が会議内容により当該会議を公開することが妥当でないと認める場合は、検討会に諮って会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会長は、前項ただし書の規定により会議を非公開の扱いとするときは、その理由を示さなくてはならない。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

別表(第3条)

策定委員

委員区分	人数
保健福祉協議会委員	2人以内
保健福祉協議会 障害福祉計画推進部会委員	2人以内
保健福祉協議会 地域保健計画推進部会委員	3人以内
東村山市子ども・子育て会議委員	2人以内
東村山市地域包括ケア推進協議会委員	2人以内